

草津市文化芸術機能等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化芸術およびまちづくり関係機能（以下これらを「文化芸術機能等」という。）の今後のあり方と方向性について検討するため、草津市文化芸術機能等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の文化芸術機能等の基本的な方向性およびあり方の検討に関すること。
- (2) 本市の文化芸術機能等に関する調査および研究に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から平成25年8月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長が必要であると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。